

大配人ハ「要求ヲ承認セム」工場経営可能ト爲レニ付
一部分ヲリトモ容認セムト答弁シ合見均此分ニテ
辞去セリ

B. 十日午後三時工場ニ於テ事業主側交渉員高橋三二郎
ト労働者代表高橋友次郎外四名ト合見

先ツ事業主側ヨリ交渉員タルノ諒解ヲ求メタル後「
改メテ妥當ナル要求ヲ提出スル様ニ懇請シ労働者側
ハ協議ノ上回答スル旨ヲ述レ合見シ了レリ

C. 今日午後七時工場ニテ前記両者合見労働者側ハ前要
求ヲ撤回セズ更ニ尤ノ要求ヲ追加スル旨ヲ述レ折衝
ニ時間ニ亘リシモ何等決スル心ナシ合見シ了レリ
追加要求事項

一 解雇退職手当制度日給六ヶ月分支給

二 健康保険工場主全額負担

三 食堂設置

四 傷害手当制度

一 川物シ元償ヲ支給セヨ

六 工場ノ都合ニテ休業早退ノ場合ハ日給ヲ支給セヨ

二 事故及警戒

十日午後一時三十分頃労働者約十名工場主方ヲ訪
ヒ「ルシ以テ家人ハ不在ナリト答ヘタルニ拘ラス戸
ヲ捻テ開カントシツ、アルヲ町屋巡查所員發見
制止セントシタルニ彼等ハ逸早く逃走セリ

尚爭議団員ハ暴行ノ虞アリヲ以テ工場工場主宅及親の